

## 「MICE の誘致拡大に向けたユニークベニュー活用促進事業」 募集要項

本事業は、日本国内で開催される国際会議又はインセンティブ旅行の一環として、ユニークベニューを活用したレセプションや会議等を開催する場合において、その開催費用の支援を行うことにより、MICE 誘致の重要なコンテンツであるユニークベニューについて、その利用・開発を促進することを目的とします。

また、利用者及び施設管理者へのアンケートを実施し、受入体制や利用方法等に関する意見を収集し、制度運用上の課題・対策について検討を行うことにより、ユニークベニューの利用促進を図ります。

つきましては、本事業において支援する国際会議、ミーティング、インセンティブ旅行を次のとおり募集します。

なお、採択にあたっては、選定委員会により申請内容の審査を行ったうえで、支援を決定します。

### 1. 応募要件

本事業に応募するためには、以下の (1) ～ (3) に示す要件を満たす必要があります。

#### (1)ユニークベニューの利用に関する要件

以下の全てに該当すること。

- ①平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までに日本国内で開催が決定している、国際会議やミーティング又はインセンティブ旅行の一環として実施する会議、セミナー、レセプション等の会場として、ユニークベニューを利用すること。
- ②ユニークベニューは、以下のいずれかに該当するものであること。
  - 神社・仏閣
  - 博物館<sup>※1</sup>に相当する施設（美術館、科学館、植物園や水族館等）
  - 歴史的に価値の高い建造物
  - 庭園
  - その他、ユニークさが認められる施設（商店街や公道等を含む）

※1 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関。

なお、上記のいずれも、ホテル内の宴会場やバンケット施設など、会議場、セミナー又はレセプションでの利用を目的としている又は前提としている施設は除きます。

ただし、歴史的・文化的な価値がある場合はこの限りではありません。

- ③参加者に対してアンケート調査を実施し、原則として参加者全員からアンケートを回収すること（アンケート内容は、事務局が指定する。）

- ④施設側に対してアンケート調査を実施し、アンケートを回収すること  
(アンケート内容は、事務局が指定する)
- ⑤応募対象の国際会議、ミーティング又はインセンティブ旅行について、ユニークベンチャー施設の利用部分において、国又は地方自治体等による他の財政的支援がなされていない又はなされる可能性がないこと。なお、当該施設の管理、維持、修繕に関する国又は自治体等による財政的支援についてはこの限りでない。
- ⑥我が国への MICE 誘致促進に資するものであること。
- ⑦政治的又は宗教的活動を目的としないものであること。
- ⑧会議、レセプション等自体が営利目的ではないもの。
- ⑨公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。
- ⑩国又は地方公共団体が主催ではないものであること。

## (2)会議の規模等に関する要件

以下のいずれかの条件にあてはまる内容であること。

- ①国際会議、ミーティングについては、参加者が 50 人以上（内、日本国外からの外国人参加者が 2 割以上）、参加国が日本を含む 3 カ国以上、開催日程が 1 日以上であること。
- ②インセンティブ旅行については、企業等が実施する報奨・研修・社員旅行等でその旅行・会議・レセプション等自体が営利目的ではないものであり、参加者が 50 人以上（内、日本国外からの参加者比率が 9 割以上）、日本での滞在日程が 2 日以上であること。

## (3)申請団体に関する要件

以下のいずれかにあてはまる団体であること。

- ①国際会議主催者（但し、日本国内のいずれかの学会に所属している者とする）
- ②日本国内で MICE の企画手配を行う旅行会社（但し、日本国内に本社・支社を有するとともに、旅行業法に基づく観光庁長官または都道府県知事登録をしている事業社に限る）
- ③PCO (Professional Congress Organizer) をはじめとする国際会議等運営事業者や、イベント企画・運営会社を含む MICE 関係団体（但し、日本国内に本社・支社を有すること）

## (4)採択件数

採択件数は、予算の範囲内において約 15 件を予定しています。

(応募件数等により、件数は変更の可能性があります)

## 2. 支援対象となる経費等

### (1) 支援対象経費

支援対象は、以下の①～④にかかる経費とします。

- ①ユニークベニュー施設の会場利用料
- ②ユニークベニュー施設の会場設営等にかかる設営費
- ③ユニークベニュー施設内で実施する、伝統文化や地元芸能等のアトラクション費※2
- ④ホテル等から会場までの参加者の輸送費

※2 原則として日本の文化・産業振興の促進を図ると認められるもの。

### (2) 支援額

前項(1)の支援対象経費に対し、支援を行います。

支援額は、1件あたり上限100万円とし、応募時に提出された「収支予算書」の申請内容等に応じて支援額を決定します。

### (3) 申請金額

応募時に「収支予算書」を記載して支援金額を算出してください。

### (4) 支援額の支払い

支援額の支払は、原則「実施報告書」及び「収支決算書」に基づき、支払額を確定してから行います。精算時には、全ての支援対象経費の支出証拠となる領収書が必要です。

支出額及び内容については厳格に審査しますので、支援対象経費として疑義のあるもの領収書等を紛失された場合は、支援対象外とさせていただきます。

### (5) 支援額の支払時期

支援事業終了後、必要書類を提出していただき、審査の後、支払いをいたします。

## 3. 応募手続き

### (1) 募集期間

平成28年5月18日(水)～平成28年8月31日(水)

第1回募集締め切り：平成28年6月17日(金)

第2回募集締め切り：平成28年8月31日(水)

応募期間中に支援事業の採択予定数または予算額に達した場合は、期間内であっても募集を終了しますのでご了承ください。

## (2) 応募書類

応募に関しては、以下の①～⑥の書類を事務局まで提出して下さい。提出方法は、郵送および電子メールの両方で提出して下さい。電子メールでの提出にあたっては、指定するファイル形式に沿ったもので作成して下さい。

①申請書

②収支予算書

③開催要綱又はプログラム

④主催団体の定款、規約又は会則等の書類

⑤主催団体の組織体制及び役員名簿等の書類

⑥ユニークベニュー施設の写真や概要が分かる書類

※提出された応募書類は、本事業の採択等に関する審査以外の目的には使用しません。

また、応募書類の返却はいたしません。

## (3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送および電子メールの両方で以下に提出して下さい。

株式会社富士通総研 第一コンサルティング本部 公共事業部内  
「ユニークベニュー活用促進事業」事務局  
〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー12階  
E-mail : fri-unique-venues@cs.jp.fujitsu.com

## 4. 選定方法と選定結果について

### (1) 選定方法

外部有識者による選定委員会により、応募期間中に2回程度、選定を行います。

第1回：6月（予定）、第2回：9月（予定）

### (2) 選定基準

- ① 利用施設のユニークさにより、参加者へ特別感を与えることができる施設であること。本来の目的外として使用される施設が、より評価が高くなります。  
例：歴史的価値も高く、通常、飲食の提供を目的として利用されない施設＞歴史的価値は高いが、飲食の提供を目的として通常利用されている施設
- ② 国際会議やミーティング又はインセンティブ旅行の趣旨と施設の趣旨が合致していること。
- ③ 今後も継続してユニークベニューの利用が見込まれること。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず、申請者に対して電子メール及び文書にて通知します。

## 5. 採択後について

### (1) 報告書等提出期限及び最終実施期間

採択された申請者は、イベントの終了後 2 週間以内に以下の書類を事務局へ提出して下さい（詳細は、採択後、事務局から連絡します）。

- ①実施報告書
- ②アンケート調査票
- ③収支決算書
- ④支払証拠書類等（領収書等）
- ⑤イベント実施時の現地写真画像データと写真使用許諾書

なお、報告書等の最終提出期限は、平成 29 年 3 月 3 日（金）といたします（事務局必着）。提出期限を過ぎた場合、支援対象外となりますので、ご注意ください。

### (2) アンケート調査の実施

事業の参加者全員および利用施設に対してアンケート調査を実施し、回収したアンケート調査票を「支援事業利用実績報告書」に添付して提出して下さい。

アンケート調査票については、事務局から申請者へ提供しますので、申請者から各参加者および利用施設へ配布をお願いします。

### (3) 本募集に関する問合せ先

本募集に関する問合せは、電子メールのみとさせていただきます。なお、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

株式会社富士通総研 第一コンサルティング本部 公共事業部内  
「ユニークベニユール活用促進事業」事務局  
E-mail : fri-unique-venues@cs.jp.fujitsu.com

※件名を「問合せ」とすること。

※本文に、団体名、所属、役職、氏名、質問内容を記載すること。